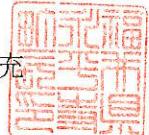


永平寺町告示第88号

永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年5月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充



永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付要綱(令和5年永平寺町告示第64号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新たな体験メニュー開発や」を「地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成や」に、「旅行商品の造成を効果的に進め、稼げる観光地づくりを図る。」を「観光開発プロジェクト等における旅行商品造成を促進し、稼ぐ観光地づくりを進める。」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としないものとする。

- (1) 宗教活動または政治活動を行うことを目的に組織されている団体
- (2) 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体
- (3) 規約、会則等が整備されていない団体

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の永平寺町稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。